

公 告

令和 6 年 5 月 27 日

公益社団法人
姫路観光コンベンションビューロー
理事長 齋木 俊治郎

令和 6 年 7 月 1 日開札執行

「令和 6 年度 公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー公用車購入」について
次のとおり一般競争入札を行います。

1. 件名

「令和 6 年度 公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー公用車購入」

2. 入札方法

・一般競争入札

入札金額については、納入に要する一切の費用（自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、自動車リサイクル料金、消費税及び地方消費税等）を含めた額とする。

3. 入札に参加できる者の資格要件

- (1) 姫路市に業者登録しており姫路市の入札参加資格を有している者、又は公益社団法人姫路観光コンベンションビューローの会員であるもの（契約日までに理事会承認を受けた会員を含む。）
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年 4 月 1 日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第 3 条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 地方自治体施行令第 167 条の 4 の規程に該当しない者
- (4) 姫路市から指名停止を受けていない者
- (5) 仕様書に記載の各仕様を満たす車両を期限までに納車し得る者
- (6) 姫路市内に本社、営業所等を有する自動車販売事業者
- (7) 国税および地方税の滞納の無い者
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。）がなされていないこと又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けていること。

(9) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けていること。

(10) 他の参加表明者との間に次の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当する関係がないこと。

（ア） 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

a 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（イ） 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。ただし、a については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（ウ） その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。

a 組合とその組合員

b 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係の場合

(11) その他、本公告の内容を理解し、承諾した者

4. 入札参加申請及び資格の確認

(1) 申請日時：令和 6 年 5 月 27 日（月）～6 月 21 日（金）

（土曜、日曜は除く）

午前 9 時～午後 5 時まで（但し、6 月 21 日（金）のみ正午まで）

(2) 提出先：公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー 事務局

(3) 申請方法：持参または郵送により提出

但し、郵送の場合は郵便記録が確認できるもの（一般書留、簡易書留、レターパックなど）とし、申請期間に必着のこと。

申請期間内に到着しない場合は無効とする。

(4) 入札参加資格の有無

(ア) 入札参加資格が「無し」と確認された者には、令和6年6月25日（火）午後5時までに電子メールにて連絡し、後日その理由書を送付する。

(イ) 入札参加資格が「有り」と確認された者には、令和6年6月25日（火）午後5時までに「一般競争入札参加資格者証」を電子メールで送付する。

5. 入札参加申請及び資格の確認における提出書類

(1) 一般競争入札参加資格申請書

(2) 誓約書

(3) 関連企業申告書

(4) 履歴事項全部証明書（当ビューローの会員で姫路市に業者登録をおこなっていない法人に限る）

(5) 事業実態が分かる資料（個人の場合）

(6) 姫路市税に未納がないことの納税証明書（一般競争入札参加用、姫路市税の納税義務がある場合に限る。）[公告日以後に発行されたものの原本]

(7) 法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書（税務署様式その3の3）[公告日以後に発行されたものの原本]

6. 質疑について

入札に関して質疑がある場合は、指定の質疑書に質疑内容を記入のうえ持参、電子メールまたはFAXにて提出すること。なお、質疑がない場合は提出しなくてよい。

（質疑書はビューローホームページ（ひめのみち）からダウンロードすること。）

質疑提出期間

令和6年5月27日（月）から令和6年6月21日（金）正午まで

(1) 質疑提出先 公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー

メールアドレス info@himeji-kanko.jp

FAX番号 079-222-2410

(2) 質疑回答日 令和6年6月25日（火）午後5時までに質疑者に対し、電子メールで回答する。なお、質疑及び回答の全部を、参加資格者証の交付を受けた者全員に対し送付する。

7. 入札日時及び場所

入札日時：令和6年7月5日（金）午前11時

入札場所：姫路城総合管理室会議室（予定）

入札方法：上記日時に持参とする。入札持参と同時に開札に立ち会うこと。

8. 入札時の持参物

- (1) 入札書
- (2) 委任状（代用者が委任する場合に限る）
- (3) 印鑑（入札に来所される方の個人印）

※入札書及び委任状を同封し封滅の上持参すること。

※「入札書」及び「委任状」はビューローホームページからダウンロードし指定の様式を使用すること。

9. 入札金額の記載方法及び必要事項

- (1) 通貨の単位は円とし、小数点以下の金額は認めない。
- (2) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税や自賠責保険料等一切の諸経費を含めた金額を記入すること。
- (3) 代理人又は副代理人により入札する場合は、入札前に委任状（本人の記名、押印と共に代理人又は副代理人が記名、押印したもの）を記入し、入札書へ本人の記名と共に代理人又は復代理人が記名、押印したのちに入札書と同封すること。
- (4) 指定様式の入札書を提出すること。一旦提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることはできない。

10. 入札の辞退

入札参加を表明した場合において辞退する際には、当ビューロー指定の辞退届を提出すること。

11. 契約保証金

契約額の10分の1以上の契約金を納めなければならない。

但し、昨年度に当ビューローや姫路市及び姫路市外郭団体への納車実績がある場合は免除とし、納入実績が分かる疎明資料（契約書等）を提出すること。

12. 最低制限価格

無し

13. 支払条件

納車後一括払いとする

14. 落札者の決定

- (1) 落札者は入札価格がビューローの定めた予定価格の制限の範囲内において、

最低の価格で入札したものとする。

- (2) 落札者となる同価格の入札者が 2 人以上あるときは、くじによって落札者を決定する。
- (3) ビューローの定めた予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、再度の入札を行う。入札は、3 回まで行い再々度の入札でも落札者が決定しないときは、最低の価格で入札したものと随意契約の交渉を行うこととする。
- (4) 再度及び再々度の入札には、初回の入札に参加しなかった者、当該入札の直前の入札に参加しなかった者及び当該入札の直前の入札で無効とされたものは参加できない。

15. 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。また、無効の入札をした者は、入札後直ちに行う再度の入札には参加できない。

- (1) 虚偽又は現況と異なる記載による入札参加申請を行い、入札参加資格を得た者による入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 明らかに連合によると認められる入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- (6) 以下のいずれかに該当する入札書による入札
 - ・ 記名押印のない入札書
 - ・ 入札金額を訂正した入札書
 - ・ 入札金額が 0 円、マイナスの金額又は一定の金額をもって価格を表示しない入札書
 - ・ 要領を知得することができない入札書
 - ・ 鉛筆や消せるボールペン等の訂正可能な筆記具で記載された入札書
 - ・ 代表者印又は代理人印がスタンプ式の印鑑による押印である入札書
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

16. 契約条件等

- (1) 落札者は、落札決定後速やかに契約締結すること。
- (2) 落札者は、契約締結時に内訳書を提出すること。
- (3) 落札者は、落札によって得た権利義務を第三者に譲渡してはならない。
- (4) 契約金額は入札書に記載された金額とする。
- (5) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が 3. に規定する入札に参加できる資格を満たなくなった場合又は落札者の入札が 15. に規定する入札の無効に該当することが判明した場合は、契約を締結しないことができるものとする。

17. その他

- (1) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。
- (2) 事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (3) 提出された入札参加資格確認資料は返却しない。

18. 問い合わせ先

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー

TEL : 079-222-2285

FAX : 079-222-2410

Mail : info@himeji-kanko.jp